

市内小・中・義務教育学校保護者の皆様へ

那須塩原市教育委員会教育長

4月10日以降の学校の対応について

日頃より、本市教育行政への御理解・御協力に感謝申し上げます。

このことについて、令和5年3月17日付け文科初第2507号通知を基にして、4月10日からの学校教育活動における新型コロナウイルス感染症対策について改めてお知らせします。各校においては、基本的な感染症対策を講じ、児童生徒の安心・安全を確保しながら教育活動を進めて参ります。

御家庭におかれましても、下記の事項を御確認いただき、引き続き、児童生徒の感染防止対策への御理解・御協力をお願いします。

記

1 4月10日以降の教育活動について

(1) 基本的な感染症対策

- ア 3密（密接・密閉・密集）の回避
- イ こまめな手洗い、手指消毒
- ウ 換気
- エ 健康状態の把握（朝の検温をお願いします。）

(2) マスクの取扱いについて

- ア 児童生徒について、マスク着用を求めることがあります。
- イ 以下の場面においては、感染防止対策の一環として、一時的に適切なマスクの着用を推奨することもありますので御理解願います。
 - ・校外学習等において、医療機関や高齢者施設等を訪問する場合
 - ・学校内において感染が拡大している場合
- ※ 様々な事情により、感染不安を抱き、マスク着用を希望したり、健康上の理由によりマスクを着用できなかったりする児童生徒について、学校や教職員がマスク着脱を強いることはありません。
- ※ 児童生徒の間でも、マスクの着用の有無による差別・偏見等がないよう適切に指導を行います。

(3) 給食時の対応について

- ア 手洗い、手指消毒の徹底
- イ 適切な換気
- ウ 会食に当たっては、大声での会話を控えることとします。
- エ 対面となる児童生徒間に一定の距離（1m程度）を確保した上であれば、向かい合わせの座席配置も可とします。

2 登校の制限について

- (1) 児童生徒に体調不良がある場合は、登校(児童生徒) 控えてください。
- (2) 児童生徒が新型コロナウイルス感染症の陽性者となった場合は、7日間の自宅待機となります。その際、児童生徒は出席停止となります。
- (3) 児童生徒の同居の家族が陽性者となった場合は、児童生徒本人は濃厚接触者とみなし、5日間の自宅待機となります。その際、児童生徒は出席停止となります。

ただし、待機期間の2日目及び3日目に抗原定性検査キットを用いた検査を実施し、2回とも陰性が確認できた場合は、3日目から待機解除が可能となります。なお、その際は、5日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避け、マスクを着用するなどの感染防止対策を十分に行ってください。

3 部活動について

- (1) 那須塩原市立学校に係る部活動の方針」に則って対応します。

4 その他

- (1) 今後の感染状況等によっては、対応が変更になる場合があります。
- (2) 御不明な点等がございましたら、お子さんの在籍する学校まで御連絡願います。

那須塩原市教育委員会 学校教育課 TEL 37-5349 FAX 37-5479
